

## 別紙2

# 県立高等学校入学者選抜等に係る新型コロナウイルス感染症 に対応した選抜実施のガイドライン

令和3年10月  
教育庁県立学校教育課

県立高等学校入学者選抜等(県立中学校、特別支援学校の入学者決定・選抜を含む。以下同じ。)の実施に当たっては、本県の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、十分な感染拡大防止策を講じた上で学力検査等を実施し、受検機会の確保を図ることが重要である。

入学者選抜等の特徴としては、受検生が移動し、1つの会場に集合する形となるものの、検査中は基本的に問題を解くことに集中し、他者との交流・接触を行うものではないことから、感染拡大の防止策をあらかじめ講じておけば、むしろ社会経済活動としては、その感染拡大のリスクは比較的低位に分類されるものであると言えるため、選抜の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、適切に対応することが求められる。

については、本ガイドラインに基づき、県立学校(県立中学校、県立高等学校、特別支援学校を含める。以下同じ。)にあつては各検査場の衛生管理体制の構築に当たり、市町村立小学校・中学校にあつては受検生に対して適切に対応すること。

なお、今後の県内における感染状況により、内容を変更する場合もありうる。

## 1 検査場の衛生管理体制等の構築

県立学校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施すること。

### (1)事前の準備

#### ①検査室の座席間の距離の確保

検査場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置については、なるべく1メートル程度の間隔を確保すること。

#### ②受検生控室等の確保

弁当など受検生の持ち物については、受検生控室を確保し指定された席に置かせる、もしくは検査場の外(廊下等)に場所を指定して置かせるなど工夫して対応すること。

#### ③マスク、アルコール製剤の準備

検査場内において、マスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査場ごとにアルコール製剤を配置すること。

#### ④検査監督者等の体調管理等

当日検査業務に携わる検査監督者等については、各自で毎朝の検温を行い、体調管理に努めること。また、体調不良を訴えた場合に備え、代替人員を確保すること。また、体調不良者については、検査業務に従事させないこと。

## ⑤別室の確保

発熱・咳等の症状のある者や無症状の濃厚接触者\* のための別室を設けること。別室においては、基本的に概ね2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、可能であれば保健室から近い方が望ましいこと。

なお、基礎疾患を有する者や合理的配慮を要する障害等のある受検生のための別室とは別に確保すること。

\* (2)⑤ 参照。

## ⑥検査室の机、椅子等の消毒

検査前日までに消毒用アルコール(次亜塩素酸ナトリウム液(漂白剤)を希釈したものや新型コロナウイルスに有効な界面活性剤でも可)を使用して、机、椅子等の消毒を行うこと。なお、トイレ、手すり等についても、同様の対応をすること。

## ⑦面接、実技検査の実施

面接については受検生及び面接官との距離は2メートル以上を確保し、常時、検査場における対角線上の窓・ドアを10～20センチメートル程度開放しておくこと。常時開放が困難な場合は、こまめに換気(30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する)を行うこと。

また、実技検査については、実施する場合は、実技の特性に応じた感染症対策を十分に講じた上で実施すること。

## ⑧集合時及び検査場への入場方法の検討

検査初日、検査実施前に体育館等で行う集会等については、原則、中止とする。検査場への入場方法については、入場開始時間を早めることなどにより、検査開始までの時間に余裕を持たせるなど、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。なお、「受検についての諸注意」については、検査場で行うこととし、校内放送や監督による説明など工夫して行うこと。

## ⑨トイレの使用

トイレについては、入口に動線を示す(例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる)とともに、入口において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。なお、発熱・咳等の症状のある受検生や無症状の濃厚接触者に該当する受検生に対し、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保すること。

## ⑩検査終了時の検査室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、一定間隔を空けて退場させるなどの工夫を行うこと。

## ⑪引率者等控室の設置

控室を設置する場合は、受検生と同等の感染予防を講じることを条件に、健康状態を確認の上、引率者の入場を認めること。

## ⑫検査監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

### ⑬関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、検査場ごとの受検生リストを作成し、状況に応じ、保健所と必要な連携・協力を図ることができるよう体制を構築しておくこと。

## (2)検査当日の対応

### ①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用(鼻と口の両方を確実に覆うこと)を求めること。また、休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えるよう指示すること。検査監督者等についても同様である。本人確認のため写真票と照合する場合、一律マスクを外させる必要はない。

なお、特別な事情があり、マスクの着用が困難な生徒については、適切に対応すること。

### ②検査場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、必ずしも全員に一律に行う必要はない。

ただし、当日、健康状態申告書を忘れた者、健康状態申告書に体温等の記載漏れがある者、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状等のある者については、受付等で健康状態を確認する。

### ③検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、アルコール製剤による手指消毒を求めること。検査監督者等についても同様であること。

### ④発熱・咳等の症状のある受検生への対応

検査場入口等で健康状態申告書を提出させ、健康状態を確認した上で入場を認めること。記載漏れ等について、上記②と同様の対応を行う。

なお、発熱・咳等の症状により、他の受検生に影響があると検査監督者が判断した場合、連絡員を通じて検査場本部に連絡の上、受検を中断させ、別室での受検を提示すること。

### ⑤無症状の濃厚接触者\* への対応

\*本ガイドラインにおける濃厚接触者は、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の待機期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

以下のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者の受検を認める。なお、当日、検査を受検させないこととする場合は、追検査による対応を提示すること。

- i) 初期スクリーニング(自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査)の結果、陰性であること
- ii) 受検当日も無症状であること
- iii) 公共の交通機関(バス、タクシー等)を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

iv) 終日、別室で受検すること

#### ⑥無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

⑤の定めるところにより、無症状の濃厚接触者の受検を認める場合には、以下の対策を講じること。

- i) 建物内において、別室まで他の受検生と接触しない動線を確保すること  
※受検生同士の距離を一定間隔空けるなどの対策を取ること。
- ii) 別室では受検生の座席間隔を2メートル以上確保すること
- iii) 受検生と検査監督者の距離を2メートル以上(答案回収等の際にはこの限りではない)確保すること
- iv) 受検生も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

#### ⑦体調不良の検査監督者等への対応

当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良者がいた場合には、検査業務に従事させないこと。

#### ⑧換気の実施

可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、一教科終了ごとに、できるだけすべての窓を、可能な限り長く、少なくとも10分程度開け換気すること。昼食時間は換気できる窓や戸を常時開けること。

#### ⑨昼食時の対応

昼食時の受検生同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、指定された控室(座席指定)もしくは検査場の自席での食事を指示すること。

#### ⑩検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検生への周知を行うこと。

### (3)検査終了後

#### ①検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者については、検査業務に従事させないこと。

#### ②検査場の机、椅子等の消毒

検査場の机、椅子等については、検査最終日終了後、消毒用アルコール(次亜塩素酸ナトリウム液(漂白剤)を希釈したものや新型コロナウイルスに有効な界面活性剤でも可)を使用し消毒を行うこと。

また、トイレ、手すりなど不特定の人が触れるところは、いずれの検査日においても消毒す

ること。

### ③保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した、又は濃厚接触者に特定された受検生や検査監督者等がいた場合には、当該検査場の学校は、速やかに県立学校教育課に連絡すること。また、中学校、市町村教育委員会、保健体育課と連携し、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

## 2 受検生及び保護者に対する注意事項

検査場における感染拡大を防止し、受検生自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、受検生の在籍する小学校長・中学校長はあらかじめ受検生及び保護者に対して、次の点を周知しておくこと。

### ①自主検温

朝晩に体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

### ②医療機関での受診

受検生は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

### ③受検できない者

以下に該当する者は、受検できないこと。なお、高等学校推薦入試以外については、手続きをとることで追検査を受検できる。

- i) 受検当日、新型コロナウイルス感染症に罹患している者
  - ii) 受検日が健康観察期間と重なる濃厚接触者で、当日までに初期スクリーニング(自治体等によるPCR等検査)で検査結果が判明していない者
  - iii) 受検当日、新型コロナウイルス感染症と同様の症状\*がある者
- \*同様の症状とは、37.5度以上の発熱、息苦しさ、強いだるさ、味覚障害、嗅覚障害、咳の症状が続いているなどの症状を指す。

### ④受検のとりやめ

受検日の前から継続して発熱・咳等の症状のある受検生は、追検査の受検を検討すること。なお、高等学校推薦入試については、追検査を実施しないので、一般入試の受検を検討すること。

### ⑤受検当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検生は、受検当日の検温で、37.5度以上の熱がある場合は受検を取りやめ、高校推薦入試においては一般入試もしくは、その他においては追検査の受検を検討すること。

また、37.5度までの熱はないものの、発熱や咳等の症状がある者は、志願校にその旨申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、昼食時以外は常に着用する

こと。なお、特別な事情があり、マスクの着用が困難な場合は、事前に申し出ること。

休憩時間や昼食時間等における他者との接触、会話を控えること。

#### ⑥受検当日の服装、昼食

受検当日、休憩時間や昼食時間など、検査場等の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、各自防寒対策をしておくこと。また、昼食は、あらかじめ指示された時間に指定された自席で食事をとること。

#### ⑦予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましいこと。

#### ⑧「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠など、体調管理に心がけること。

#### ⑨保健所等の行政機関への協力

受検終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した、又は濃厚接触者に特定された受検生がいた場合には、受検生の在籍する小学校・中学校を通じて、速やかに受検した県立学校（連絡がとれない場合は県立学校教育課）に連絡するとともに、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。